

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は
第一種特定工作物の新設不許可通知書

第 号
年 月 日

様

野田市長



年 月 日付けで申請のあった建築物(第一種特定工作物)の
については、次の理由により許可しませんので、野田市開発行為等の規制に関する規
則第13条第2項の規定により通知します。

不許可理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日か
ら起算して3か月以内に、千葉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日
の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は
市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1
の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があ
ったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審
査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請
求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当
な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請
求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請
求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。